

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-29)

施策目標		29 道路交通の円滑化を推進する					担当部局名	道路局			作成責任者名	・路政課(課長 田尻 直人) ・都市局 都市計画課(課長 和田 信貴)	
施策目標の概要及び達成すべき目標		渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
139	開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間	約128万人・時/日	平成23年度	約130万人・時/日	約129万人・時/日	約128万人・時/日	約124万人・時/日	約123万人・時/日	約1割削減 (約121万人・時/日)	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間については、平成28年度までに121万人・時/日にする事とされている。 ・今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間を踏まえ目標値を設定。		
140	都市計画道路(幹線道路)の整備率	59.1%	平成21年度	59.1%	60.2%	60.9%	集計中	—	63%	平成28年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、都市計画道路(幹線道路)の整備率については、平成28年度までに63%にすることとされている。 ・これまでの都市計画道路(幹線道路)の整備率の実態等を踏まえ目標値を設定。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
	26年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)									
(1)	道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	030-1	1,080,530 (1,075,650)	1,000,070 (998,173)	1,228,818	862,540	直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施。 主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施。				114		
(2)	道路事業(補助等) (昭和23年度)	172	120,654 (119,407)	69,522 (69,320)	83,201	50,360	補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う。				114		
(3)	有料道路事業等 (昭和43年度)	030-3	106,162 (106,077)	121,215 (113,091)	68,859	21,441	高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること及び地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図ることを目的とする。 首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)の新設又は改築に対する無利子貸付け並びに本州四国連絡橋公団から承継した債務の返済に要する資金の一部としての(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等				114		
(4)	高速道路ネットワークの利活用に関する検討経費	新26-038	-	-	-	154	高速道路ネットワークの利活用の観点から、本施策は、平成26年4月から実施している新たな高速道路料金等(交通量、旅行速度、渋滞量、観光等)について、データ整理・分析を行うものである。				-	今後の新たな高速道路料金等(交通量、旅行速度、渋滞量、観光等)について、データ整理・分析(本事業は、交通量等のデータの整理・分析を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 将来の高速道路制度について検討(本事業は、将来の高速道路制度について検討を行うことを目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない)	
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		621,248 (1,387,783)	625,276 (1,843,410)	529,456 (1,675,529)	154	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)				第169回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日)「開かずの踏切の解消など、国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」			